

暴力団による犯罪等の 被害に遭われた方へ

損害賠償請求制度があります。

このたび、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、指定暴力団員がその暴力団の名称を示すなどして資金獲得活動を行うに際して、他人の生命、身体又は財産を侵害した場合には、その指定暴力団の代表者等が、これによって生じた損害を賠償する責任を負うことが規定されました。

被害者側の立証負担が軽減されます。

この規定により、例えば、

- 指定暴力団員による恐喝の被害に遭った
 - 指定暴力団員から要求されたみかじめ料の支払いを断ったために、暴力行為を受けた
- 等の被害を受けた場合に、これまでよりも、損害賠償請求を行う際の被害者側の立証負担が軽減されます。

詳しくは、以下の問い合わせ先まで

- ◇ 福岡県警察本部組織犯罪対策課
Tel. 092-641-4141(内線4575)
- ◇ (公財)福岡県暴力追放運動推進センター
Tel. 092-651-8938
- ◇ 福岡県弁護士会民事介入暴力被害救済センター
Tel. 092-741-3208

